

写

越 契 第 3 4 3 号

平成 2 9 年 1 月 1 2 日

越谷市労働報酬等審議会

会 長 隅 田 敏 様

越 谷 市 長 高 橋



労働報酬下限額について (諮問)

越谷市公契約条例第 6 条第 3 項に基づき、次の事項について諮問し
ます。

諮問事項

労働報酬下限額について